

議案第7号

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 2月28日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が公布されたことに伴い、農業委員会の委員に新たに活動及び成果の実績に応じた報酬を支給するため、みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正の必要が生じたため、議会の議決を求めるものである。

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

みやき町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部中

「

会長	357,100
副会長	305,400
委員	278,000

」

を

「

会長	357,100 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に町長が定める額を加算する
副会長	305,400 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に町長が定める額を加算する
委員	278,000 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に町長が定める額を加算する

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の改正前に、現に任命されている農業委員会の委員においては、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後					改正前						
別表（第2条、第3条関係） （単位：円）					別表（第2条、第3条関係） （単位：円）						
区分		報酬			費用弁償	区分		報酬			費用弁償
		年額	月額	日額				年額	月額	日額	
(略)					(略)						
農業委員会	会長	357,100 <u>上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に町長が定める額を加算する</u>			行政職給料表の2級以上の職員に適用する額	農業委員会	会長	357,100 _____ _____ _____ _____ _____ _____			行政職給料表の2級以上の職員に適用する額
	副会長	305,400 <u>上記の金額に活動実績等により予算の範囲内</u>					副会長	305,400 _____ _____ _____ _____ _____			

	で別に町長が定める額を加算する		
委員	278,000 上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で別に町長が定める額を加算する		
その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額		

委員	278,000		

その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額		